## 随意契約理由書

都市計画道路大和川線は、大阪府、堺市、阪神高速道路(株)の3者による共同事業として、平成 31年度末を供用時期として各事業者により鋭意施工中である。その中で、本工事は大和川線の道 路本体工事において支障となり付け替えた水路を復旧する工事であり、施工範囲は堺市事業区間の ため、堺市から大阪府が工事の委託を受け施工を行い、水路本体は大阪府南部流域下水道事務所に 管理引継を行うものである。

水路復旧にあたっては、その一部が大和川線の道路構造物である No.4 立坑と一体構造となっていることや、水路本体が大和川の河川区域内に位置しているため、各管理者(水路管理者(大阪府南部流域下水道事務所)や河川管理者(国大和川河川事務所)、道路管理者(阪神高速道路(株)))と水路の構造詳細や施工方法、施工時期等の協議が必要であり、今般、協議が整ったため工事の発注を行うこととなった。

本工事の施工箇所においては、現在、「清水・東亜・東急建設工業共同企業体」が常磐東開削区間の埋め戻しを行っており、本工事の水路 BOX (GL-9.5m) はその埋戻の途中で設置することから、当該業者に施工させることで、経費の削減が図れるとともに、工程短縮、隣接する他の発注に係る工事と施工が錯綜する中、工事の安全・円滑かつ適切な施工を確保することができることで、各管理者との協議も円滑に行える等の利点がある。

以上のことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号の規定により、「清水・東亜・東 急建設工業共同企業体」と随意契約を締結したい。なお、本工事ついては、財務規則第 62 条及び 同運用第 62 条関係第 2 項第 1 号により比較見積書を省略する。